

第105号議案 長崎市科学館条例の一部を改正する条例
第106号議案 長崎市恐竜博物館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例施行規則等で規定するもの・・・・・・・・・・	2 ～ 6

教育委員会
令和7年9月

1 条例施行規則等で規定するもの

附属設備使用料と減免については、条例施行規則等に規定する。

【(1) 長崎市科学館

ア 附属設備使用料（学習室）

区 分			現 行 (1hにつき)	改正案 (1hにつき)
コンセント		1口	52円	廃止 (学習室使用料に含む)
冷暖房設備	90平方メートル未満		272円	
	90平方メートル以上160平方メートル未満		544円	
	160平方メートル以上		817円	
音響器具	ワイヤレスアンプ（マイクを含む。）	1チャンネル	282円	420円
	マイク（スタンドを含む。）	1本	41円	80円
映写器具	ビデオプロジェクター	1台	366円	540円
	映写幕	1枚	429円	640円

1 条例施行規則等で規定するもの

（１）長崎市科学館

イ 減 免（常設展示及びスペースシアター）

（ア）方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市に所在する学校（学校教育法第１条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）。以下「学校」という。）、児童福祉法第７条に規定する児童福祉施設又は児童相談所のその目的達成のための行事であって、次の者が観覧するとき ・ 幼稚園の園児の引率者 ・ 学校（幼稚園を除く。）の児童又は生徒及びその引率者 ・ 保育所の幼児の引率者 ・ 児童福祉施設（保育所を除く。）又は児童相談所の児童及びその引率者	減免率100%	減免率100%
本市に住所を有する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する者並びにその介護者1名（「障害者等」という）が観覧するとき	減免率100%	減免率100%
本市以外に住所を有する障害者等が観覧するとき	減免率50%	減免率50%
60歳以上の者が観覧するとき	減免率100%	廃止

（イ）方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒が長崎市立小、中学校管理規則第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始め休業日に観覧するとき【新設】	－	減免率50%	長期休業期間中の子どもたちの自主的な学習を促進するため

1 条例施行規則等で規定するもの

〔(1) 長崎市科学館〕

イ 減 免（常設展示及びスペースシアター）

（イ）方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
本市に所在する学校の園児、児童若しくは生徒、保育所の幼児又は児童福祉施設若しくは児童相談所の児童が土曜日（夏休みを除く。）に観覧するとき	減免率100%	廃止	学校が週休2日制を導入した際に新設したものであり、企業等にも導入が進むなど当時の状況と異なるため
本市以外に所在する学校の園児、児童若しくは生徒又は保育所の幼児のうち本市に住所を有する者が土曜日（夏休みを除く。）に観覧するとき	減免率100%	廃止	〃
本市が認める高等教育機関（大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等）に在学する留学生が観覧するとき	減免率100%	減免率100%	留学生に長崎の歴史・文化に触れる機会が提供することで、留学先として長崎を選ぶ理由につながるため
市長の承認を得て指定管理者が発行した割引券又は指定管理者が提携する者が発行した割引券を提示し、又は提出したとき 【新設】	—	割引券記載額	集客に寄与するため

ウ 減 免（学習室）

（ア）方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市又は本市の機関が主催又は共催する行事に利用するとき	減免率100%	減免率100%

1 条例施行規則等で規定するもの

(2) 長崎市恐竜博物館

ア 減 免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市に所在する学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）。以下「学校」という。）、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は児童相談所のその目的達成のための行事であって、次の者が観覧するとき ・ 幼稚園の園児の引率者 ・ 学校（幼稚園を除く。）の児童又は生徒及びその引率者 ・ 保育所の幼児の引率者 ・ 児童福祉施設（保育所を除く）又は児童相談所の児童及びその引率者	減免率100%	減免率100%
本市に住所を有する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する者並びにその介護者1名（「障害者等」という）が観覧するとき	減免率100%	減免率100%
本市以外に住所を有する障害者等が観覧するとき	減免率50%	減免率50%
60歳以上の者が観覧するとき	減免率100%	廃止

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒が長崎市立小、中学校管理規則第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始め休業日に観覧するとき【新設】	—	減免率50%	長期休業期間中の子どもたちの自主的な学習を促進するため

1 条例施行規則等で規定するもの

【(2) 長崎市恐竜博物館

ア 減 免

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
本市が認める高等教育機関（大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等）に在学する留学生が観覧するとき	減免率100%	減免率100%	留学生に長崎の歴史・文化に触れる機会が提供することで、留学先として長崎を選ぶ理由につながるため
「長崎市観光大使」が観覧するとき	減免率100%	減免率100%	長崎の魅力や観光情報を広く発信するため
市長の承認を得て指定管理者が発行した割引券又は指定管理者が提携する者が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	割引券記載額	割引券記載額	集客に寄与するため